

文京区建設事務手数料条例（低炭素建築物認定関係）

低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料

申請の種類			適合証がある場合	
			認定申請	変更認定申請
一戸建て住宅			5,800 円☆	4,100 円☆
(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)				
一戸建て以外の建築物	住宅	当該部分の床面積の合計が 300 ㎡未満のもの	11,300 円	8,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 ㎡以上 2000 ㎡未満のもの	23,800 円	16,700 円
		当該部分の床面積の合計が 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満のもの	52,800 円	37,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満のもの	94,700 円	66,500 円
		当該部分の床面積の合計が 10000 ㎡以上 25000 ㎡未満のもの	119,000 円	83,500 円
		当該部分の床面積の合計が 25000 ㎡以上のもの	148,000 円	103,000 円
	非住宅	当該部分の床面積の合計が 300 ㎡未満のもの	11,300 円	8,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 ㎡以上 1000 ㎡未満のもの	19,500 円	13,800 円
		当該部分の床面積の合計が 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満のもの	31,600 円	22,200 円
		当該部分の床面積の合計が 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満のもの	94,300 円	66,100 円
		当該部分の床面積の合計が 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満のもの	149,000 円	104,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10000 ㎡以上 25000 ㎡未満のもの	188,000 円	132,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25000 ㎡以上のもの	235,000 円	165,000 円

※一戸建て以外の建築物において、住戸の数が 1 戸である場合の住宅部分の手数料は☆の金額とする。